

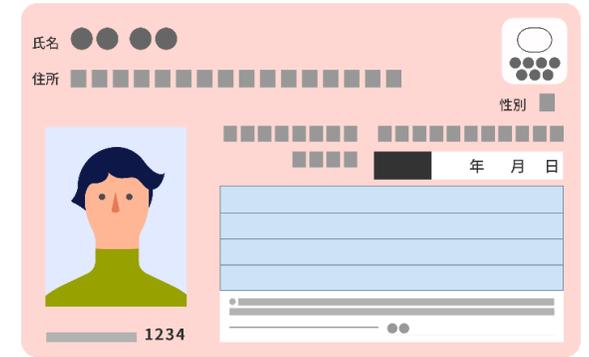
共済ミニクリップ #マイナ保険証の利用方法

～紙版の共済CLIPは、2022年3月号外を最終号としましたが、健康保険証（共済組合員証）に関するアレコレをお知らせするべく「共済ミニクリップ」として一時的にweb発刊いたします～

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには事前申込が必要です。

✓ 事前申込

- 1 マイナンバーカードの発行申請が必要です。
 - ◇ 3つの方法（オンライン、郵送、まちなかの証明写真機）で申請できます。
詳しくは[こちら](#)
 - 2 お持ちのマイナンバーカードを健康保険証として登録することが必要です。
 - ◇ 3つの方法（マイナポータル、医療機関薬局の窓口、セブン銀行ATM）で登録できます。
詳しくは[こちら](#)
- ➡ マイナンバーカードを「マイナ保険証」として利用できるようになります。
マイナ受付のステッカー・ポスターが目印です。



✓ 医療機関や薬局の窓口で

医療機関や薬局の窓口のカードリーダーにマイナ保険証を置いて利用します。
詳しい利用方法は[こちら](#)



✎ マイナンバーカードを健康保険証として利用しない方へ

- ・令和6年12月2日時点で有効な現行の組合員証等は最大1年間利用できるとされています。
- ・同日以降に現行の共済組合員証等が無効となったり、新たに裁判所共済組合の組合員や被扶養者となったりした場合、「マイナ保険証」をお持ちでない方には資格確認書が発行され、これを健康保険証として利用することができるようになります。